

新型コロナウイルス感染症対策本部 第 48 回本部員会議
知事メッセージ（令和 4 年 2 月 1 日）

県内の感染状況は、連日 100 人を超える新規感染者数が確認され、県全体の 10 万人当たりの直近 1 週間の新規感染者数が 70.8 人となり、第 5 波ピーク時の 3 倍近くとなっています。

感染の場面は、1 月中旬までは、年末年始や成人式などによる県外からの移動に伴う感染でしたが、現在は、教育・保育施設、学校のクラスターから家庭・地域に感染が拡大しているほか、感染経路不明な例が増加傾向にあるなど、更なる感染拡大が懸念されます。

今後、更なる感染拡大が続く場合には、医療提供体制のみならず、福祉施設、学校、企業などの社会・経済の基盤となる様々な領域で、人員不足により機能停止に至りかねません。

このことから、岩手緊急事態宣言を改訂し、「学校へのお願い」について、

- ・ 学校行事を実施する場合は、原則として、校内限りでの開催とすること。
- ・ 部活動は「平日のみ」、活動時間は「2 時間以内」とし、他校との練習試合等については「原則禁止」とすること。

など、対策を強化します。

医療提供体制は、感染急拡大により病床や宿泊療養施設の使用率が増加していることから、フェーズ 3 に切り替え、更に病床、宿泊療養施設を追加します。

また、無症状者や軽症者のうち、患者の状態を評価し、入院等の必要がないと判断された方を対象に、自宅療養を順次開始します。それにより、高齢者や基礎疾患を有する方などに必要な医療を適切に提供し、救急医療などの一般医療への影響を最小限に止めます。

自宅療養に当たっては、県医師会や看護協会などの協力のもと、地域における健康観察や医療支援を行うほか、県庁に「いわて健康観察サポートセンター」を設置し、健康確認を行います。

食料調達の支援が必要な場合は、県から食料品を配布します。

自宅においても適切な療養ができるようにします。

次ページあります。

今後も更なる感染拡大や、医療がひっ迫するおそれがある場合には、まん延防止等重点措置を国に要請し、県民の皆様に対する行動抑制を含む強い感染対策の実施も検討しなければなりません。そのような状況にならないよう、県民の皆様には、岩手緊急事態宣言のお願い事項を守っていただき、これまで以上の基本的な感染対策の徹底をお願いします。

令和 4 年 2 月 1 日
岩手県知事 達増 拓也

新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言

(改訂) 令和4年2月1日

令和4年1月23日

岩手県新型コロナウイルス
感染症対策本部

期間

発出 令和4年1月23日

解除 県内の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況を踏まえて、以下のような場合に県対策本部長が総合的に判断する。

- ・ 県内の直近1週間の対人口10万人当たりの新規感染者数が、10人を下回った場合。
- ・ 新規感染者数の減少傾向が2週間程度継続した場合。

区域

岩手県全域

1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い

(1) 外出に係る留意事項

混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を自粛すること。

(2) 感染が拡大している地域との往来

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動※は、極力控えること。

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の地域であっても、感染が拡大している地域※との往来は、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。

移動先の感染状況や、都道府県の要請内容を確認し、慎重に行動すること。

※不要不急の移動に該当しない例

- ・ 必要な職場への出勤（医療・介護関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る業務や、リモート対応が困難な業務等）
- ・ 通学
- ・ 医療機関への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 就職活動、入学試験

※ 感染が拡大している地域

直近1週間の対人口10万人当たりの新規感染者数が15人以上の地域

(3) 基本的な感染対策の再徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策を再徹底すること。

職場の同僚や友人など親しい間柄であっても、感染対策を徹底すること。

特に重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等※）や、幼稚園・保育園・小学校に通う子どもの同居家族の方は一層の注意をすること。

- ・ 飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しい方法で着用する。
- ・ こまめな手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する。
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する。
- ・ 近距離での会話や大声での発声等を避ける。
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける。
- ・ 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診する。
- ・ 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避する。
- ・ 会食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。
- ・ 感染対策が整っている「いわて飲食店安心認証」店の利用を推奨します。
- ・ 他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続※する。

※ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方です。

重症化のリスクとなる基礎疾患等には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙があります。

出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識（2021年12月版）」（厚生労働省）

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

(4) PCR 等の無料検査の活用

感染リスクが高い環境にある方など、感染不安を感じる無症状の県民の方はPCR検査等を受けること。

(想定例)

- ・ 感染が拡大している地域を往来した方。
- ・ 感染が拡大している地域の方と、長い時間飲食などを共にしたことなどにより感染不安を抱える方。
- ・ 仕事などで感染が拡大している地域の方との接触の機会が多い環境にある方。

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

(1) 事業所へのお願い

- ・ 従業員の健康状態を記録する。
- ・ 発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診する。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底する。
- ・ 休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、密が生じないような過ごし方を徹底する。
- ・ 食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とならないよう注意する。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減する。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減する。
- ・ 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、県民生活および県民経済安定のため、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図る。

(2) 飲食店・宿泊施設などへのお願い

- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底する。
- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組へ協力する。
- ・ 飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録する。
- ・ 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組む。

(3) 学校へのお願い

- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえ、基本的な感染防止対策を徹底する。
- ・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等。ただし、進学や就職に関するものを除く。）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止対策を徹底する。
- ・ 学校行事を実施する場合は、原則として、校内限りでの開催とする。ただし、卒業式については、各学校において参加者を限定することで保護者等の出席を可とする。その際、可能な限り時間短縮をして行う。
- ・ 感染が拡大している地域から通学する児童生徒が比較的多い学校については、時差通学等の対応を検討する。
- ・ 部活動は「平日のみ」、活動時間は「2時間以内」とし、他校との練習試合等については「原則禁止」とする。ただし、直近（1か月程度）に公式大会（高体連・高文連・高野連等が主催する全国大会等）を控えている部活動については、この限りではないが、必要性を十分に検討した上で、最小限の範囲での活動とする。
- ~~・ 部活動は、十分な感染防止対策を行った上で実施することとし、県外の学校との練習試合等や県内で宿泊を伴う活動は原則禁止する。~~

(4) 医療機関へのお願い

- ・ 発熱等の症状のある方に対して積極的な検査を実施する。

3 県施設・県主催イベントの取組

- ・ 博物館、美術館や運動施設など、県施設については、入場整理等により混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営する。
- ・ 特にも屋内運動施設では、利用者に対し、大声での発声を避けること、更衣室等における人と人との十分な間隔を確保すること、スポーツを行っていない際や会話をする際のマスク着用を働きかけることなど、各施設の用途に応じた感染対策を徹底する。
- ・ 県主催イベントの開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理など、感染防止対策を徹底しながら実施する。

4 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援して下さるようお願いいたします。

- ・ 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いします。

新型コロナウイルス感染症

岩手緊急事態宣言

(改訂)令和4年2月1日

岩手県

岩手緊急事態宣言

期間

発出

令和4年1月23日

解除

県内の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況を踏まえて、以下のような場合に県対策本部長が総合的に判断する。

- ・ 県内の直近1週間の対人口10万人当たりの新規感染者数が、**10人を下回った**場合。
- ・ 新規感染者数の**減少傾向が2週間程度継続**した場合。

区域

岩手県全域

県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(1) 外出に係る留意事項

混雑した場所や**感染リスクの高い場所**への**外出の自粛**をお願いします。

(2) 感染が拡大している地域との往来

緊急事態措置区域及び**まん延防止等重点措置区域**への**不要不急の移動※**は、**極力控える**ようお願いします。

※不要不急の移動に該当しない例

- ・ 必要な職場への出勤（医療・介護関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る業務や、リモート対応が困難な業務等）
- ・ 通学
- ・ 医療機関への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 就職活動、入学試験

県民の皆様・来県された皆様へのお願い

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の地域であっても、**感染が拡大している地域**との往来は、改めてその必要性を十分に検討し、**慎重な判断**をお願いします。

移動先の感染状況や、**都道府県の要請内容を確認し、慎重な行動**をお願いします。

まん延防止等重点措置区域

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、広島県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県

直近1週間の対人口10万人当たりの新規感染者数が15人以上の地域※

全都道府県

※1月23日現在の状況。岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部調べであり、県ホームページで公開しています。

県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(3) 基本的な感染対策の再徹底

家庭や職場を含むすべての場における**基本的な感染対策の再徹底**をお願いします。

職場の同僚や友人など**親しい間柄であっても、感染対策の徹底**をお願いします。

特に重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等※）や、幼稚園・保育園・小学校に通う子どもの同居家族の方は一層の注意をお願いします。

- ・ 飛沫防止効果の高い**不織布マスク等を正しい方法で着用**する。
- ・ こまめな手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する。
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する。
- ・ **近距離での会話や大声での発声等を避ける**。

※ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方です。
重症化のリスクとなる基礎疾患等には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙があります。
出典：「新型コロナウイルス感染症のいまに関する11の知識（2021年12月版）」（厚生労働省）

5

県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(3) 基本的な感染対策の再徹底

- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける。
- ・ 毎日の健康確認。**体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診**する。
- ・ **密閉・密集・密接の重なる三密の場面**だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの**要素を伴う会合等を回避**する。
- ・ 会食は**短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用**する。
- ・ 感染対策が整っている「**いわて飲食店安心認証**」**店の利用を推奨**します。
- ・ 他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続※する。

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

6

県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(4) PCR等の無料検査の活用

感染リスクが高い環境にある方など、**感染不安を感じる無症状の県民の方はPCR検査等を受けて**いただくようお願いします。

(想定例)

- ・ **感染が拡大している地域を往来した方。**
- ・ 感染が拡大している地域の方と、長い時間飲食などを共にしたことなどにより**感染不安を抱える方。**
- ・ 仕事などで感染が拡大している地域の方との**接触の機会が多い環境にある方。**

7

事業所・飲食店へのお願い

(1) 事業所へのお願い

- ・ 従業員の健康状態を記録する。
- ・ **発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診**する。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて**会話時のマスク着用を徹底**する。
- ・ 休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、**密が生じないような過ごし方を徹底**する。
- ・ 食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とならないよう注意する。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、**人との接触を低減**する。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減する。
- ・ 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、県民生活および県民経済安定のため、**業務継続計画の点検**を行い、事業の継続を図る。

8

事業所・飲食店へのお願い

(2) 飲食店・宿泊施設などへのお願い

- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗は、自己点検の上、**業種別ガイドラインの遵守を徹底**する。
- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組へ協力する。
- ・ 飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録する。
- ・ **「いわて飲食店安心認証」の取得**に取り組む。

9

学校へのお願い

(3) 学校へのお願い

(県立学校)

- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する**衛生管理マニュアル等を踏まえ、基本的な感染防止対策を徹底**する。
- ・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等。ただし、進学や就職に関するものを除く。）については、**外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止対策を徹底**する。
- ・ **学校行事**を実施する場合は、原則として、**校内限りでの開催**とする。ただし、**卒業式については、各学校において参加者を限定することで保護者等の出席を可とする**。その際、可能な限り時間短縮をして行う。
- ・ 感染が拡大している地域から通学する児童生徒が比較的多い学校については、**時差通学等の対応を検討**する。
- ・ **部活動は「平日のみ」、活動時間は「2時間以内」とし、他校との練習試合等については「原則禁止」とする**。ただし、直近（1か月程度）に公式大会（高体連・高文連・高野連等が主催する全国大会等）を控えている部活動については、この限りではないが、必要性を十分に検討した上で、最小限の範囲での活動とする。

(市町村立及び私立の小学校・中学校・高等学校)

- ・ 県立学校の取組に準じて対応する。

10

医療機関へのお願い

(4) 医療機関へのお願い

- ・ 発熱等の症状のある方に対して**積極的な検査を実施**する。

11

県施設、県主催イベントの取組

- ・ 博物館、美術館や運動施設など、**県施設**については、入場整理等により混雑を避けるといった**感染防止対策を徹底しながら運営**する。
- ・ 特に**屋内運動施設**では、利用者に対し、**大声での発声を避ける**こと、更衣室等における人と人との**十分な間隔を確保**すること、スポーツを行っていない際や会話をする際の**マスク着用**を働きかけることなど、**各施設の用途に応じた感染対策を徹底**する。
- ・ **県主催イベント**の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理など、**感染防止対策を徹底しながら実施**する。

12

思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する**差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません**。相手を思いやる気持ちを持ち、**冷静に行動**しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、**感謝と思いやりの気持ちをもって応援**してくださるようお願いします。
- ・ 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、**接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いよう**お願いします。

自宅療養の実施について

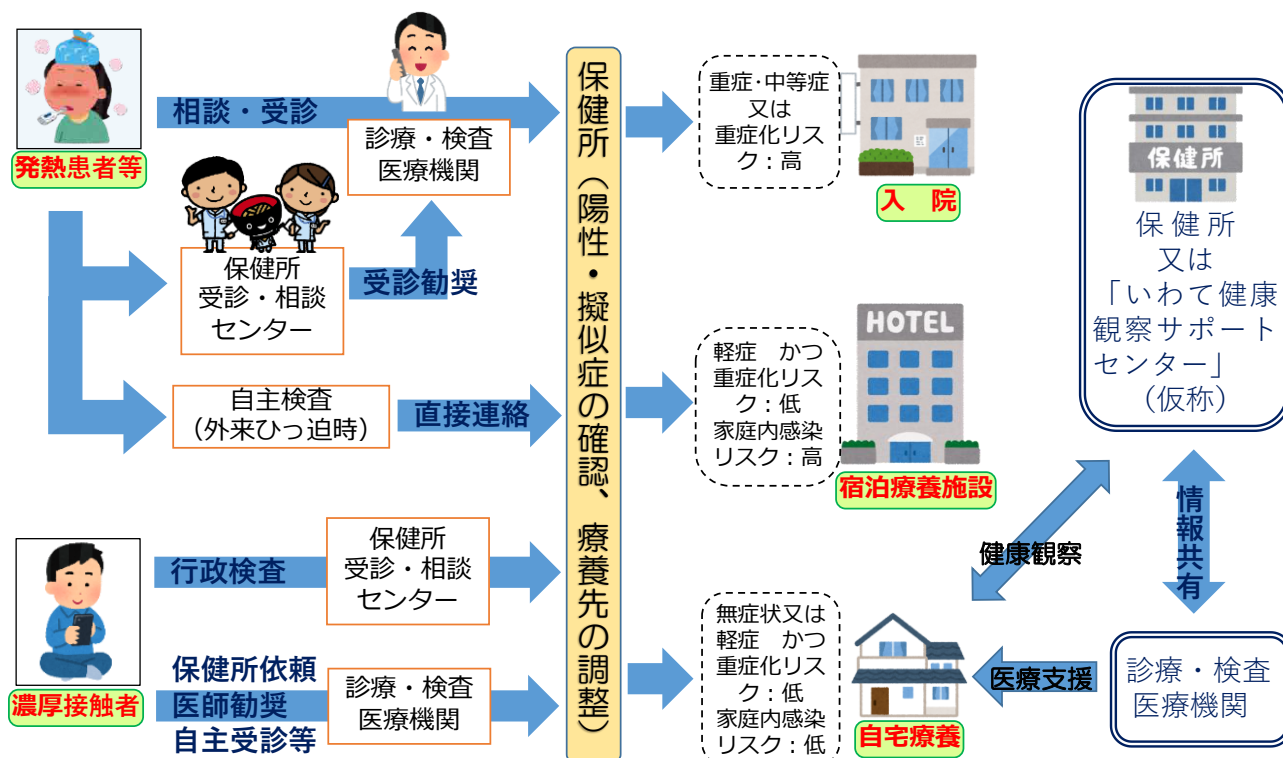
1 自宅療養環境の整備

感染急拡大により、病床や宿泊療養施設の使用率が増加していることから、高齢者や基礎疾患を有する方などに必要な医療を適切に提供するとともに、救急医療などの一般医療への影響を最小限に止めるため、地域の診療・検査医療機関、いわて健康観察サポートセンター（設置調整中）等による健康観察、医療支援等の体制を県医師会等と構築し、実施可能な地域から順次自宅療養を開始します。（既に一部地域において、先行運用しています。）

○ 自宅療養までの対応

項 目	内 容
① 対象者	・無症状者や軽症者のうち、患者の状態を評価し、入院等の必要がないと判断された方（概ね 50 歳未満で、基礎疾患がなく、BMI が 30 未満など、重症化リスクが低い患者） ・一人暮らしや個室での管理ができるなど、家庭内感染のリスクが低い患者
② 患者への対応	・パルスオキシメーターの貸与 ・自宅での健康観察の実施（診療・検査医療機関、保健所、「いわて健康観察サポートセンター」（設置調整中）等） ・生活支援が必要な場合、県で調達した食料品を配付

2 受診から自宅療養までの流れ



自宅療養で気を付けてほしいこと

自宅療養中の行動

- 感染拡大防止のため、ご本人は自宅から外出せず、自宅で療養していただきます。
自宅内でも必要最小限の行動にとどめてください。
- ご本人と家族はできるだけ別室で生活し、換気に努めてください。
- ご家族など同居の方も、生活上必要な外出を除き、外出を控えましょう。
- 外部からの不要不急の訪問者は受け入れないようにしましょう。
- 飲酒・喫煙は厳禁です。
- 洗面所・トイレもご本人専用のものが望ましいですが、共用する場合は、十分な清掃と換気を行いましょう。入浴はご本人が最後にしてください。

自宅療養中の健康観察

- 療養期間中は毎日、1日2, 3回、体温、酸素飽和度の測定など、ご自身の健康状態の観察を行ってください。
- 保健所等が1日1回電話やアプリなどで健康状態の確認を行います。
- 療養の解除については、保健所が判断します。
- 体調が急変することもあるので、症状が悪化した場合、保健所や診療・検査医療機関に連絡してください。特に、発熱や息苦しさを感じるなどの場合、必ず連絡してください。

清掃・ごみの捨て方

- ご本人が触れるものの表面(ベッドサイド、テーブル、ドアノブなど)は家庭用除菌スプレーなどで、1日1回以上、拭きましょう。
- リネン、衣類等は通常の洗濯用洗剤で洗濯し、しっかりと乾燥させましょう。(洗濯表示に記載されている上限の温度での洗濯、乾燥が望ましいです)
- ご本人の鼻水などが付いたマスクやティッシュなどのごみを捨てる場合、次の点に気をつけてください。
 - ① ごみに直接触れない
 - ② ごみ袋はしっかりしばって封をする(ごみが袋の外に触れた場合はごみ袋を二重に)
 - ③ ごみを捨てた後は手を洗う

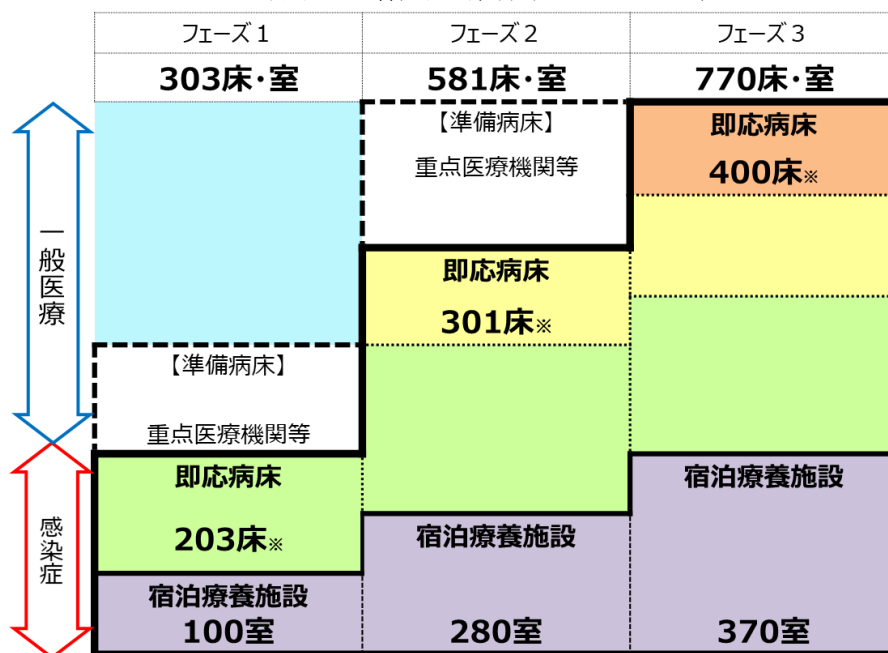
【 参考 】

岩手県における新型コロナウイルス感染症に係る医療体制（方針）抜すい

（図表 4：フェーズ毎の確保病床数・宿泊療養居室数）

	フェーズ 1 【発生初期】	フェーズ 2 【発生拡大期】	フェーズ 3 【まん延期】
確保病床	203 床※	301 床※	400 床※
軽症～中等症	174 床※	270 床※	367 床※
重 症	29 床※	31 床※	33 床※
宿泊療養居室数	100 室	280 室	370 室
病床＋居室 計	303 床・室	581 床・室	770 床・室

（図表 5：フェーズに応じて病床を段階的に確保するイメージ）



※ 病床数については、医療機関との調整により変更があるもの。

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応（一部改正）について

今般、国の事務連絡（1月28日付け）により、オミクロン株による感染急拡大が確認された場合の対応として、濃厚接触者の待機期間及び無症状患者の療養解除基準が、それぞれ10日間から7日間に変更されました。これに伴い、本県においても、同事務連絡を踏まえて対応しています。

1 厚生労働省事務連絡（一部改正）の概要

- (1) 濃厚接触者の待機期間について、原則、7日間で8日目に解除
(改正前：原則10日間。デルタ株の場合は、原則14日間)
- (2) 社会機能維持者（※下記参照）の方は、事業者の費用負担（自費検査）により4日目及び5日目の抗原検査により陰性確認後、5日目に解除
(改正前：PCR検査等により7日目に解除)
- (3) ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等を要請
- (4) 無症状患者（無症状病原体保有者）の療養解除基準についても、検体採取日から「7日間」を経過した場合には療養解除可能（濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等を要請）
- (5) 今回見直しについては、1月28日より適用（同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者にも適用）

2 社会機能維持者について

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に掲げる事業の継続が求められる事業者に従事する者。

（参考）「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」 別添抜すい

1 医療関係者

病院、薬局、医薬品等製造販売など

2 高齢者等生活支援関係者

介護老人福祉施設、障害者施設等の従事者、必要な物資等に係る事業者など

3 必要最低限の生活を送るために不可欠なサービス提供事業者

インフラ運営、飲食料品供給、生活必需物資供給・小売、ごみ処理関係など

4 企業活動を維持するために不可欠なサービス提供事業者

金融、物流・運送、国防、治安維持、社会基盤整備、行政サービス、育児サービスなど

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和 4 年 1 月 25 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和 4 年 1 月 7 日）の全部を次のとおり変更する。

記

（1）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 4 年 1 月 9 日から 2 月 20 日までとする。（2）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・広島県、山口県及び沖縄県については、令和 4 年 1 月 9 日から 2 月 20 日までとする。
- ・群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県については、令和 4 年 1 月 21 日から 2 月 13 日までとする。
- ・北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県については、令和 4 年 1 月 27 日から 2 月 20 日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 4 項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域とする。

（3）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それ

に伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

令和4年2月1日
(更新)

岩手県における新型コロナウイルス感染症対応の目安

新たなレベル分類		Lv.0	Lv.1	Lv.2	概ね病床使用率20%（※1）	Lv.3	病床使用率50%、3週間後に病床使用率100%到達が予測、その他指標（※2）	Lv.4	
岩手緊急事態宣言等の判断基準			岩手警戒宣言 ・大都市圏や隣県における感染拡大 ・県内での感染拡大の兆候 ・新たな変異株の県内確認	岩手緊急事態宣言 ・直近1週間の対人口10万人当たりの新規感染者数15人（※3）	まん延防止等重点措置 ・Lv.3相当又はLv.2相当で特定の区域で急速に感染が拡大等	緊急事態措置 ・全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合			
対応方針	県民事業所		・基本的な感染対策の徹底 ・「三つの密」の回避 ・いわて飲食店安心認証店の利用推奨 ・感染拡大地域との往来自粛（VTP適用を除く） ・テレワーク ・時差出勤 ・職場での感染防止 ・業種別ガイドラインの実践						さらなる行動制限の実施 ・VTP停止（※4） ・飲食店の休業 ・施設の使用停止 ・イベントの中止 ・職場の出勤者の大幅削減 ・日中も含めた外出自粛要請の徹底
	飲食店	認証店	・基本的感染対策の再徹底	・混雑した場所や感染リスクの高い場所への訪問を控える ・感染に不安を感じている無症状者への検査要請					
			・時短無し（又は21時時短） ・酒類提供可	・21時時短（酒類提供可） ・20時時短（酒類提供不可）	・休業又は21時時短 ・酒類提供不可又は可 ・カラオケはVTP等による				
		認証店以外	・20時時短（又は時短無し） ・酒類提供可	・20時時短 ・酒類提供不可	・休業（酒類・カラオケ提供の場合） ・20時時短（酒類等提供無）				
	・同一テーブル4人以下（VTP又は全員検査により同一テーブル5人以上可）								
	集客施設	・施設管理者に対する必要な協力依頼		・入場者の整理等		・入場者の整理、人数制限等			
		・県施設の利用制限（感染の状況等を踏まえて実施）							
	イベント	感染防止安全計画提出	・収容定員まで		・20,000人まで		・10,000人まで		
			・VTP又は全員検査により、収容定員まで可						
		上記以外	・5,000人又は定員の50%の大きい方		・5,000人				
・大声あり収容率50% 大声なし収容率100%									

※1 医療体制のフェーズが2になった場合（確保病床の使用率が概ね20%を超えた状況） ※2 「3週間後に必要とされる病床数」が県内において確保病床数に到達した場合又は病床使用率や重症病床使用率が50%を超えた場合に、県が総合的に判断する。その際には、感染状況その他様々な指標も併せて評価する。 ※3 医療提供体制やクラスターの発生状況等を踏まえて、県対策本部長が総合的に判断する。 ※4 VTP（ワクチン・検査パッケージ制度）については、感染が急速に拡大し医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては早い段階で停止する。